

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014那第51号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年12月1日 14時30分ごろ
発生場所	鹿児島県奄美市山間港山間地区東方沖 市埼東端から真方位306° 2.9海里付近 (概位 北緯28° 14.49′ 東経129° 25.95′)
事故等調査の経過	平成26年12月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第一ちどり丸、13トン 295-40332鹿児島、株式会社三起海運 B 起重機船 弘恵二十八号、約2,383トン なし、株式会社三起海運
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A なし B 船底中央部に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船首約0.5m、船尾約2.0mの喫水により、捨て石約1,450tを積載して船首尾共に約5.0mの喫水となった6人乗り組みのB船を長さ約30mのえい航索でえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、山間港東方沖を約1ノットの対地速力で東進中、北西の風に圧流され、平成26年12月1日14時30分ごろ、B船が山間港山間地区東方の浅所に乗り揚げた。 B船は、来援した船舶所有者の船により引き出され、えい航されて鹿児島県瀬戸内町瀬武港に入港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 6、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	船長は、出港前に気象情報を入手していなかった。 船長は、本事故発生場所付近に浅所が存在することを知っていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船引船列は、風力6の北西風が吹く状況下、山間港東方沖を東進する際、船長が風の影響を考慮した操船を行っていなかったことか

	ら、山間港山間地区東方の浅所に向けて圧流され、B船が同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船引船列が、風力6の北西風が吹く状況下、山間港東方沖を東進する際、船長が風の影響を考慮した操船を行っていなかったため、山間港山間地区東方の浅所に向けて圧流され、B船が同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 気象情報を入手し、風の影響を考慮した操船を行うこと。